

## 和歌山県養蜂振興に関する基本方針

### 1. 目的

本方針は、県内の養蜂における巣箱の適正配置を図り、本県の養蜂振興に資するため、蜜蜂の巣箱（以下「蜂群」という。）の定飼並びに転飼が、周辺養蜂関係者の同意や周辺住民の理解を得ながら、適正に実施されるよう、養蜂振興法（以下「法律」という。）（昭和38年8月27日法律第180号）、蜜蜂転飼条例（以下、「条例」という。）（昭和41年条例第42号）に基づき、関係事項を定める。

### 2. 定義等

この要領における定義は次の通りとする。

- (1) 「定飼」とは、年間を通じて蜜蜂を同一場所で飼育すること。
- (2) 「転飼」とは、蜂蜜、蜜ろう及び花粉の採取や越冬のために蜜蜂を移動して飼育すること。
- (3) 「花粉交配」とは、蜜蜂を用いて果樹や果菜類などの農作物に授粉させること。
- (4) 「新規養蜂業者」とは、過去に、養蜂振興法第4条第1項、蜜蜂転飼条例第3条第1項に基づく県知事からの転飼許可証(書)を受けたことがない養蜂業者をいう。

### 3. 飼育の届出

- (1) 蜜蜂の飼育を行う者（以下「蜜蜂飼育者」という。）は養蜂振興法第3条第1項に基づき、毎年知事に1月1日現在の飼育群数と1年間の飼育計画を、1月31日までに届出なければならない。
- (2) 蜜蜂飼育者のうち、趣味や自家消費等を目的として蜜蜂を飼育する者（以下、「養蜂家」という。）が、1月31日以降に飼育を開始する場合は、その都度届出するものとする。
- (3) 届出先は、住所地を管轄する振興局とする。
- (4) 新たに定飼を開始する養蜂業者（以下「新規定飼者」という。）のうち、県外から蜂群を購入または譲受する新規定飼者については、原則として購入又は譲受前に転飼許可を受け、その後、新たに定飼を開始するまでに、家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」という。）（昭和26年法律第16号）第5条第1項の規定による腐そ病の検査を受けた旨を証明する家伝法第8条に基づく証明書（以下、腐そ病検査証明書）を定飼場所を管轄する家畜保健衛生所に提出するものとする。

また、県内で蜂群を購入または譲受した新規定飼者についても、転飼許可後、家伝法第5条第1項の規定による腐そ病の検査を受検するよう努める。
- (5) 前項により転飼申請を行った新規定飼者は、翌年度以降、分蜂等による転飼申請を必要としない蜂群数の増加については、飼育届を提出する前に近隣の定飼者等に了解を得るものとする。

### 4. 転飼許可申請

- (1) 転飼により蜜蜂を飼育する養蜂業者（以下「転飼許可申請者」という。）について

は、法律及び条例に基づき、転飼許可申請を転飼しようとする2ヶ月前までに、転飼予定地を管轄する振興局へ提出する必要があるが、その提出に際しては、可能な限り周辺養蜂業者と協議し、理解を得るものとし、周辺の養蜂業者は、互助と調和の精神を持って対応するものとする。

- (2) 県外からの転飼許可申請者については、転飼許可後、転飼前の都道府県で発行された腐そ病検査証明書を転飼予定場所を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

## 5. 花粉交配を目的とした蜜蜂の貸し出し等に伴う蜂群の移動

花粉交配を目的とした蜜蜂の貸し出しに伴う蜂群の移動について、貸し出す蜂群のうち、養蜂業者が県内で飼育する蜂群を県内の農業協同組合等を経由して農家に貸し出す場合や農家に直接貸し出す場合については、下記事項を厳守の上「花粉交配用蜜蜂移動届」(別紙様式1)を、原則として貸し出しを行う1カ月前までに、移動先を管轄する振興局に届け出るものとする。

なお、県境を跨ぐ蜂群の移動については、花粉交配目的であっても養蜂振興法第2条の転飼に該当するものとする(昭和39年5月18日付け39畜A第3094号農林省畜産局長通知)。

また、花粉交配を目的とした蜜蜂販売については、同様に別紙様式2により届け出るものとし、届出を受けた振興局は、届出者(販売者)に対し必要期間終了後の蜜蜂の処分(焼却等)について、耕種農家に指導するよう要請するものとする。

- (1) 花粉交配の対象とする主な作物は下表の基準を参考に各地域で決定し、これを越えるものについては転飼と見なし、転飼に係る所用の手続きを行うものとする。

表 花粉交配用蜜蜂における種類別規定群数

種 類	規定群数	単位農地面積	期 間
梅	1群 まで	40 a	1月中旬～3月上旬
イチゴ(施設) (露地)	2群 まで	10 a	11月上旬～4月下旬 3月～6月
スイカ	2群 まで	10 a	4月上旬～5月下旬 上記のうち2週間程度
メロン	1群 まで	10 a	5月下旬～8月上旬 上記のうち2ヶ月程度
ゴーヤ	3群 まで	10 a	4月上旬～8月上旬
ピーマン(施設) (露地)	3群 まで	10 a	11月下旬～6月下旬 5月中旬～6月下旬
タマネギ	5群 まで	10 a	6月上旬～6月下旬
モモ	1群 まで	10 a	3月下旬～4月中旬

柿	1群 まで	10a	5月下旬～6月中旬
その他果樹	1群 まで	40a	随時設定

注) 1群 : 10,000匹程度

(2) 新規養蜂業者が花粉交配を行う耕作農家に対して蜂群を貸し付ける場合は、腐そ病検査証明書を定飼を管轄する家畜保健衛生所に提出して転飼申請を行い、その後蜂群の貸付を行うものとする。

なお、新規養蜂業者が花粉交配を行う耕作農家に対して蜂群を販売する場合は、花粉交配用蜜蜂移動届に腐そ病検査証明書を添付するものとする。

## 6. 各地域における転飼調整会議の開催

転飼調整事務を行うにあたっては、各振興局においてあらかじめ、転飼許可申請者、定飼者、当該地域の養蜂関係団体の代表者(以下、「転飼申請関係者」という。)の出席による「転飼調整会議」(以下、「調整会議」という。)を開催し、意見聴取するとともに、法律、条例及び本基本方針や地域の実情に基づき、転飼調整を行うものとする。

また、この基本方針に加えて別紙様式3を参考に振興局独自で調整基準等を定めることができる。

(1) 調整会議の開催にあたっては、申請者全員が出席して開催できるように努めるものとする。

(2) 申請者本人が出席できない場合は、出席者に委任することができるものとする。

但し、同居の家族に限り代理出席を認める。

なお、欠席した場合は、調整結果に従うものとする。

(3) 県は、調整会議での結果を踏まえ、地域住民への糞公害・刺傷防止等も考慮し、許可事務を行うものとする。

(4) 調整が困難な場合、県は当該地域の養蜂関係団体の代表者から意見を聴取した上、調整基準に基づき可否の決定を行う。

## 7. 転飼調整に係る留意事項

新規申請(昨年の申請内容を変更した場合も含む)に対しては、以下について十分考慮し、調整するものとする。

(1) その周辺での蜜源植物の植栽状況

(2) 住宅地と隣接する等公害発生の危険性

(3) 周辺養蜂業者への影響

## 8. 新規養蜂業者に対する転飼調整について

(1) 新規養蜂業者の転飼申請に関しては、当該地域において調整が不調となった場合、前年度その申請場所の所在する旧市町村(昭和25年2月1日現在)又は字内で届出及び許可された蜂群数の合計の10%を限度として許可するものとする。

(2) 新規養蜂業者の1地域(振興局の所管区域)内における転飼申請数は、1カ所とす

る。

- (3) 新規養蜂業者が県内2ヶ所以上の地域で転飼申請を行う場合は、それぞれの地域において前年度旧市町村又は字単位で許可されていた蜂群数（定飼を含む）の10%から平等に減率して決定する。

#### 9. 糞害や刺傷等の被害発生防止について

- (1) 養蜂業者及び養蜂家は、蜂群を配置する際には、糞害や刺傷等の周辺への被害が発生しないよう、対策を講じるものとする。
- (2) 被害が発生し、原因となる蜂群等が特定された場合、その飼育者が責任をもって被害回復及び再発防止を行わなければならない。
- (3) 被害の発生等が改善されない場合には、当該振興局は当該飼育者に対し蜂群数の削減及び撤去等を指導するものとする。
- (4) 被害防止対策として撤去を行った飼育場所については、次年度以降の転飼を許可しないものとする。

#### 附 則

この方針は、平成21年2月3日から運用する。

この方針は、平成24年7月11日に改正・運用する。

この方針は、平成25年4月1日に改正・運用する。

この方針は、平成28年4月1日に改正・運用する。

この方針は、令和3年4月1日に改正・運用する。

別紙様式 1

花粉交配用蜜蜂移動届（貸出用）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称及び代表者名

花粉交配用蜜蜂として、下記のとおり貸し出しを行うことを届け出ます。

貸出先農業者等の住所氏名	貸出先蜂群設置場所及び対象面積（a）	蜂群数	貸出期間	花粉交配対象作物名
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	

※ J A 等農業団体の斡旋により貸出す場合は、貸出先農業者等には J A 名を、貸出先蜂群設置場所には地域名を記入し、対象面積については聞き取りによる面積の合計を記入する。

なお、届出内容が転飼調整の際必要と考えられる場合は、届出内容のうち設置場所、蜂群数、貸出期間のみ転飼調整会議に情報提供します。

別紙様式 2

花粉交配用蜜蜂移動届（販売用）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称及び代表者名

花粉交配用蜜蜂として、下記のとおり販売を行うことを届け出ます。

販売先農業者等の住所氏名	販売先蜂群設置場所及び対象面積（a）	蜂群数	使用期間	花粉交配対象作物名
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	
			月 日 ～ 月 日	

※販売先蜂群設置場所等については、販売先農業者の聞き取りにより記入する。

なお、届出内容が転飼調整の際必要と考えられる場合は、届出内容のうち設置場所、蜂群数、貸出期間のみ転飼調整会議に情報提供します。

〇〇地方養蜂振興調整基準

- 1 新規転飼申請並びに飼育届における定飼群数の増加する養蜂業者については、自ら隣接の養蜂業者と事前に交渉を行い、合意を得るものとする。
- 2 新規転飼申請の場合の蜂群の設置場所は、周辺の住宅地への配慮を行うとともに、通学路など往来の多い道路に隣接する場合は、刺傷に対する処置を講じることとする。  
但し、周辺住民の合意を得るとともに、糞害・刺傷に対する処置をとる場合はこの限りでない。
- 3 新規転飼申請者と前年度に定飼及び転飼の実績のある隣接した養蜂業者との蜂群数調整・転飼場所の調整が困難な場合は、蜜源の面積や地形等を考慮して許可を行う。  
(但し、調整会議において、その地域が密集していないと認められた場合を除く。)
- 4 新規転飼申請者が、当該年において当地域で転飼申請を行うことができる箇所数は、1ヶ所とする。
- 5 過去に以下の行為（以下、「違法転飼」という。）を行ったことが確認された者については、次年度以降の申請を行うことができない。（但し、下記の2項～5項において正当な理由がある場合はこの限りではない。）
  - (1) 県に対する虚偽の申請・報告
  - (2) 転飼許可蜂群数を超過した蜂群数の配置
  - (3) 転飼の不実施
  - (4) 転飼申請期間を超えた蜂群の設置
  - (5) 申請者の蜂群に起因すると判断できる刺傷や糞害等の被害の放置
- 6 違法転飼を行った養蜂業者は、当該地域において、違法転飼を行った年の翌年から起算して3年間は、転飼申請を行うことができない。  
また、特に違法転飼の内容が悪質な養蜂業者については、違法転飼を行った年の翌年から起算して3年間は、他地域においても転飼申請を行うことができない。

附則

この基準は令和 年 月 日に作成する